

春日部市学校給食センター条例の一部を改正する条例

春日部市学校給食センター条例（平成17年条例第177号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(組織等) 第9条 運営委員会は、委員 <u>14人</u> 以内をもって組織し、その委員は春日部市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから教育委員会が委嘱する。	(組織等) 第9条 運営委員会は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織し、その委員は春日部市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。